

水垂運動公園（仮称）整備に係る覆土厚調査業務委託仕様書

第1章 業務概要等

1 業務名称

水垂運動公園（仮称）（以下「本公園」という。）整備に係る覆土厚調査業務（以下「本業務」という。）委託

2 目的

本業務は、今後の整備計画に必要な基礎情報を得るため、水垂埋立処分地跡地における現在の覆土厚その他覆土の状況を調査することを目的として実施する。

また、今後の整備に向けた概略スケジュールや課題の整理を行うことも目的としている。

3 計画概要等

水垂埋立地のうち約16haが本公園の整備を検討している対象地である。平成19年度に基本計画を策定し、同20年度から同21年度にわたり基本設計等を行ったが、周辺道路の状況や近年のスポーツを取り巻く動向の変化を踏まえ、同27年度に基本計画（整備内容や事業スケジュール等）を見直した。その後、本市負担の軽減を図るために、平成29年度からPFI等の民間事業者による整備・運営を検討しているところである。

4 履行期間

契約の日から令和7年3月28日（金）まで

第2章 業務内容

既往資料を確認・調査のうえ、土壌汚染対策法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連する法令に規定された届出を行い、以下の業務を行う。

なお、これまでの調査により得られている既往資料のほか、必要となるものがあれば、関係部局に確認し、入手に努めること。

1 覆土厚調査

ボーリング調査等を実施し、調査対象地における覆土厚その他覆土の状況を把握すること。

なお、調査地点については、令和5年度「水垂運動公園（仮称）整備に係る現況調査業務」の調査結果を踏まえ、受託者が適切な任意の地点を設定すること。

2 沈下量測定

令和4年度「水垂運動公園（仮称）整備に係る擁壁等基礎調査業務」及び令和5年度「水垂運動公園（仮称）整備に係る現況調査業務」の中で調査した「沈下板を用いた地表面沈下量測定」の継続測定を実施すること。

3 対応方針検討・協議

本章1～2の調査結果を基に、調査対象地における覆土の状況を整理し、公園整備を進める上で必要となる関係法令への対応方針（表層土壌調査への対応方針等）を関連部署と協議すること。また、今後の整備に向けた概略スケジュールの作成や

課題の整理を行うこと。

4 打合せ協議等

業務着手時、中間打合せ及び成果品納品時の少なくとも計3回について打合せ協議を開催する。また、本市の求めに応じて、各業務の検討状況、進捗状況等について説明し、及び報告すること。

5 報告書の作成

提案内容及び本業務における成果（本章1～4に関連するもの）、各種資料（検討、検証、計算、評価等に用いた参考資料や入手した既往資料、根拠資料など）等を整理し、経過が分かるように取りまとめた業務報告書を作成すること。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは受託者が業務の実施のために本市との打合せを開始することをいう。
- (2) 業務着手時の打合せにおいて以下の事項について協議し、あらかじめ本市の承諾を得たうえで業務を実施すること。
 - ア 「第2章 1～2」で実施する調査の方法
 - イ 業務計画書（業務工程表及び業務報告書の項目案を含む。）の記載内容

2 業務条件

受託者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は本市と常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。また、その内容については、その都度管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、本市に提出する。
- (2) 関係機関等と協議した結果については、その都度、速やかに打合せ記録簿を作成し、本市に提出する。
- (3) 業務の実施過程で知り得た秘密については、これを第三者に漏らしてはならない。

3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の資料その他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）に従い、この契約を履行するものとする。

- ・ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
- ・ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）（平成31年3月環境省水・大気環境局土壤環境課）
- ・ 土壤汚染状況調査における地歴調査について（平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知、改正平成29年3月31日付け環水大土発第1703318号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）

- ・災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）
- ・最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成 17 年 6 月 環境省）
- ・環境配慮報告書（「水垂地区における基盤整備のための構想」を推進する運動公園の整備基本計画）（平成 20 年 3 月 京都市総合企画局）
- ・京都市雨水流出抑制対策実施要綱（平成 26 年 4 月 京都市）
- ・重要開発調整池に関する技術的基準（平成 29 年 7 月 京都府）
- ・土木設計業務等委託必携（令和 3 年 4 月 京都市）

4 提出書類

受託者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出すること。

(1) 契約締結後

- ア 業務計画書（業務工程表及び業務報告書の項目案を含む。）
- イ その他本市が指示するもの

(2) 完了時

- ア 完了届
- イ 成果品及び納入届
- ウ 請求書
- エ その他本市が指示するもの

5 貸与品

- (1) 本市は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり本市が必要と認める資料がある場合は、受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を本市に返還しなければならない。
なお、本市から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。
- (3) 受託者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

6 成果品

- (1) 成果品は、次のとおりとする。
 - ア 業務報告書（簡易製本） 1 部
 - イ 電子成果品（CD-R 等の電子媒体） 1 部
 - ウ その他本市が指示するもの

※ 電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領【業務編】（平成 26 年 4 月）」に基づき、作成された電子データをいう。また、成果品を提出する際は電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (2) 成果品の著作権は、本市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後 15 年間は受託者において成果品の写しを保存する。ただし、本市が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、本市が指示した場合は、履行期間中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著し

く困難と認められる場合は、この限りでない。

7 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、受託者から完了通知書が提出された後に本市が決定する。
- (2) 受託者は、検査日時までに、成果品その他検査に必要な資料をあらかじめ準備し、本市に提出しておかなければならない。
- (3) 本市は、受託者立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務履行状況の検査（打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。

なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従うこと。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市受託者両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合には、本市が定めるものとする。